

令和2年4月20日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象が
全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について

緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、群馬県協会4月17日付の文書にて国土交通省の対応をお知らせしましたが、この度、追記、追加資料等を含み改めて添付のとおり国土交通省から通知が出されましたので、お知らせします。

通知概要一覧

1. 基本的対処方針における事業継続の考え方について
2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底
3. 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化について
4. 建設業に係る金融支援事業の活用について
5. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援措置

別添：建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例・駆け込みホットライン

別紙：緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等対応（既出）

※ 詳しくはそれぞれの資料をご確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993